

## 最低賃金法第25条第5項の規定に基づく関係労使の意見提出状況

	提出年月日	労使の別	名称	代表者
1	05.07.20	労働者 (団体)	静岡県労働組合共闘会議 静岡県中部地区労働組合会議 静岡県ユニオンネットワーク	代表幹事 鈴木英夫ほか
2	05.07.21	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会	議長 菊池仁
3	05.07.21	労働者 (団体)	静岡自治体労働組合総連合	委員長 菊池仁
4	05.07.21	労働者 (団体)	ユーコープ労働組合静岡県支部協 議会	代表運営委員 積哲也
5	05.07.21	労働者 (団体)	全国自動車交通労働組合総連合静 岡地方連絡会	執行委員長 松下靖史
6	05.07.21	労働者 (団体)	全日本建設交運一般労働組合静岡 県本部	執行委員長 松澤彰一
7	05.07.21	労働者 (団体)	金融産業労働組合東海支部静岡ブ ロック	代表 松井美智子
8	05.07.21	労働者 (団体)	JMITU 通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原雅樹
9	05.07.21	労働者 (団体)	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合利夫
10	05.07.21	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部	執行委員長 若原淳一
11	05.07.21	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部 静岡 浜松分会	執行委員長 柴田研悦
12	05.07.21	労働者 (団体)	静岡地区労働組合連合会	議長 松川功
13	05.07.21	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会パート臨時 労組連絡会	代表幹事 菊池仁
14	05.07.21	労働者 (団体)	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本純

2023年7月20日

静岡労働局長  
笹 正光 殿

静岡県労働組合共済  
代表幹事 鈴木

静岡県中部地区労働組合  
議長 鈴木

静岡県ユニオンネットワ  
代表 小澤

◆連絡先 静岡市葵区黒金町55  
TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

# 意見書

昨年、静岡労働局長は、静岡地方最低賃金審議会の答申を受け、地域別最低賃金額を時給944円とする決定を行った。しかしながら、以下に述べるとおり、時給 944 円という水準は、未だ余りに低過ぎるものと言わざるを得ない。また、私たちは、昨年 10 月改定の最低賃金が、直近の高騰する消費者物価に追いついていないとして、最低賃金の再改定を求めたが、静岡労働局長は一顧だにしなかった。

最低賃金制度の目的は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障することで、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を図ることにある。しかし、時給 944 円という水準では、フルタイムで、仮に 1 か月 22 日間働いたとしても、月収は 16 万 6144 円(年収は 199 万 3728 円)にとどまる。この賃金額や各種の給付の存在を考慮したとしてもなお、労働者が健康で文化的な生活を営んでいくこと、子どもを生み育てていくことは極めて困難である。したがって、上記金額では、法の目的を達成するに足る水準には達していないし、引き続き消費者物価は高騰し続けているのである。

最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。つまり、労働者



の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。また、厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月にまとめた報告では、現行のA～Dの4段階の区分を3段階とすることを提案したが、Cランクの引上額を、Aランクの引上額より大幅に超えるなど抜本的な方策を採らない限り、地域間格差の抜本的解消を図ることはできない。

岸田首相は、2023年3月15日の政労使会議において、最低賃金の全国加重平均を2022年の961円から2023年に1,000円へ引き上げる目標を改めて示した。しかし、時給1,000円では、労働者が健康で文化的な生活を営み、子どもを生き育てていくことは困難であることに加え、今日の物価高騰分をカバーすることは到底不可能である。労働者の実質賃金は減少し続けている。今年の23春闘における賃上げ率は、「30年ぶりの高水準」などと言われたが、その効果は、物価高騰によりかき消され、賃金は目減りしている状態が続いている。とりわけ、非正規労働者は23春闘の恩恵を受けることもなく、相変わらず低賃金の淵に立たされていることから、時給1,500円以上への引き上げを強く求める。

以上により、静岡地方最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実現と、時給1,500円以上の引き上げを求めるとともに、同審議会における審議の公正及び透明性を確保するため、審議の全面公開を求める。さらに、静岡労働局長に対して、1時間あたりの地域別最低賃金額を1,500円以上に決定することを求める。

以上

2023年7月20日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県労働組合評  
議長 菊池 仁



## 2023年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者のくらしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高騰の状況や生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の観点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私たち地域労連には、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間をもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは企業の大多数を占める中小零細企業への支援は切り離せない課題です。業務改善助成金など支援策の拡充や価格転嫁などの取引の適正化、環境整備など中小企業支援についての政策要望書を国や政府へ提出してください。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2023年7月20日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡自治体労働組合総連合  
執行委員長 菊池 仁 様

### 2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、自治体・公務公共関係職場の労働者で組織する労働組合、静岡自治労連です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見を述べます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者のくらしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。また、現在の公務員賃金の初任給水準は最低賃金を下回っている自治体も出てきているほど低水準です。これは、地方自治体当局の認識が不十分であることも原因ではありますが、最低賃金が遅々として改善しないため、公務労働者の賃金を改善しなければならないという自治体首長や議会の問題意識の低さも原因となっています。その意味からも最低賃金の大幅な引き上げは喫緊の課題です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の視点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくするため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のためにも、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2023年7月20日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会長 畑 隆 様

### 2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

ユーコープ労働組合静岡県支部協議会  
代表運営委員 積 孝 様

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、ユーコープ労働組合静岡県支部協議会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

#### 1. 逼迫する生活

急激な円安とウクライナ危機でのエネルギー価格高騰であらゆるモノの値段が上昇し、暮らしを圧迫しています。労働者の賃金から物価上昇分を差し引いた実質賃金は、2022年4月以降連続でマイナスとなっています。また、日本は20年以上も賃金が上がらないことにより、格差と貧困が広がり、一生懸命に働いてもまともに食べていくことすらできない労働者が増え続けています。その影響を大きく受けているのが労働者の約4割を占めている非正規雇用の労働者です。

主たる生計維持者が非正規雇用労働者となる場合や非正規雇用労働者同士での結婚も増えており、年収200万円以下で暮らしているワーキングプアの割合も全労働者の約4人に1人と貧困率は高くなっています。

#### 2. 首都圏や大都市との地域間格差

静岡県の最低賃金は、昨年31円引き上がり944円となりました。しかし、この時間給では、通常労働者と同じ時間数（173.8時間）働いても月額16万4067円、年収でも196万8806円にしかなりません。

2022年静岡県の転出者から転入者を引いた転出超過数は4,600人超で、都道府県別でみると8番目に多くなっています。特に若年層の流出が顕著になっています。その要因のひとつに最低賃金の地域間格差があります。静岡県の東隣の神奈川県は最低賃金は1,071円、静岡との差は127円であり、月額22,073円、年収では264,871円もの差となります。これでは、県内の労働者が神奈川県など首都圏へ流出して行くのも当然です。

#### 3. 「生活協同組合ユーコープ」しずおかエリアの職場で働く労働者の実態と最低賃金

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013年3月、静岡県、神奈川県、山梨県の3県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度はすでに統一していますが、パート職員は制度設計は同じでも基本時給は県ごとに異なっています。



静岡県の基本時給は976円ですが、神奈川県の基本時給は1,071円で、山梨県は956円です。静岡県のパートの基本時給は神奈川県のパートの基本時給より95円低くなっています。

ユーコープ労働組合は春闘時に「3県の基本時給の格差是正」の要求を提出しています。2018年と2021年に5円ずつ、神奈川との格差が縮まりましたが、このままのペースでいくと同じ金額になるまでに何十年もかかってしまいます。使用者側が根拠として挙げているのが3県の最低賃金の違いです。

私たちの労働組合の構成員は4分の3以上をパートが占めており、静岡県下のパート労組員は約1,200名です。そのパート労組員からは「静岡県でも神奈川県でもお店のレジの仕事は同じ、トラックへの積込作業も同じ。同じ仕事なら同じ基本時給でないと納得がいかない」との声が上がっています。また、「静岡県のコープのお店の商品価格も神奈川県のコープのお店の商品価格も同じ。それで基本時給が違うなんてありえない」という不満の声も上がっています。

昨年10月に労組員へ実施した「生活・労働実感アンケート」において、「あなたがかもっとも実現してほしいものは何ですか」の問いでは、「基本給ベースアップ」の回答が過半数を越えました。基本時給・最低賃金の引き上げと県別格差是正は喫緊の課題です。

#### 4. 最低賃金大幅引き上げと全国一律最賃制度1,500円早期実現を

静岡県評は2010年、2015年に「静岡県の最低生計費試算調査」を実施しました。憲法25条の謳う「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために25歳の単身者が自立して生活できる最低生計費は月額246,659円（税・社会保険料含む）となり、時間給に換算すると、男性が時給1,419円、女性が時給1,413円必要であることが明らかになりました。最低賃金は最低生計費を賄える額でなくてはいけないのではないのでしょうか。物価上昇により、最低生計費額が上昇していることは確かですが、最低生計費時間額1,419円に比べ、静岡県の最低賃金944円はあまりにも低すぎます。

最低生計費に地域差はありません。「最低賃金大幅引き上げと全国一律最賃制度」という私たちの要求には合理的根拠があります。そして、地域間格差を解消することは、今静岡県が直面している労働人口の県外流失を止め、地方経済の活性化に繋がります。

現在、最低賃金全国一律の紹介議員数は121人となっており、賛同する議員が増えています。

「働いたらふつうに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2023年7月15日

静岡労働局長 笹 正光 様

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国自動車交通労働組合連合会 静岡地方連合会  
執行委員 山下 靖史

## 2023年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

静岡地方最低賃金審議会の委員におかれましては、日頃より、労働者の労働諸条件改善についてご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たちは、静岡県内でタクシー労働者を組織している労働組合です。最低賃金の改定で大きな影響を受けることになるタクシー労働者の立場から、今年の最低賃金改定について、少なくとも1,000円以上となるような大幅な引き上げ、隣県との格差の是正、そして全国一律化を求めて意見を述べます。

### 1. 最低賃金に抵触する低賃金で働くタクシー労働者

タクシー労働者の労働条件はもともと劣悪なうえ、コロナ危機による影響も大きく、厚生労働省の『賃金構造基本統計調査』によると、2022年の静岡県のタクシー労働者の平均年収は332万円で、産業計男性労働者の538万円より206万円も低くなっています。前年度より格差は若干縮まったとはいえ、静岡県内でも一部のタクシー労働者は最低賃金ぎりぎりの賃金となっていて、労基署に摘発された[ ]のように、最低賃金法違反に抵触するケースは相変わらず発生しています。

こうした実態ですから、最低賃金が引き上げられることは、多くのタクシー労働者にとって直接の賃金アップにつながるたいへん重要で切実な問題です。異常ともいえるタクシー労働者の低賃金状態を改善するために最低賃金を大幅に引き上げ、隣県の神奈川・愛知との格差を縮めることがつよく求められます。

### 2. 最低賃金の引き上げはタクシー経営の障害とはならない

#### (1) 低すぎる最低賃金こそが経営努力を怠らせ、健全な事業発展を阻害する

毎年の最低賃金改定の審議にあたって、タクシーの経営者団体は、厳しい経営環境のなかで企業の支払い能力を考慮して、引き上げは慎重にしてほしい旨の意見を





提出しています。しかし、最低賃金を低く留めおくことは、むしろタクシー事業の健全な発展、将来展望を失わせることにつながります。

タクシーの経営環境が悪化したのは、2002年に実施されたタクシー事業の規制緩和が大きな要因です。需給調整規制を廃止し、運賃規制を緩和したために、タクシー台数が急増し、低運賃競争が発生しました。しかし、需要は拡大せず、激しい過当競争状態となりました。これは総営業収入が減っているのに車両だけが増えて、1台当たりの営業収入が急減したからです。

タクシー労働者の賃金はほぼすべてが歩合給であるために、営業収入が減れば、賃金も自動的に減少します。もし固定給であったならば、簡単に賃下げはできないので、人件費率が上昇して会社の収益を圧迫するところですが、歩合給であるがゆえに、営業収入の低下に合わせて人件費も低下して、一定の収益が維持できるということになりました。このためタクシーにおいては、企業の営業収入が悪化したときに通常の企業経営者ならば当然にとるであろう経営努力である生産調整が行われず、逆に増車競争が進行するということになりました。

この過当競争の最後の歯止めとなったのが最低賃金です。営業収入が低下して、そこから計算される歩合給賃金が最低賃金に抵触するようになったとき、法律を守る意思があるならば、それ以上賃金を下げることはできません。

そうなったときにはじめて、経営者からも規制緩和見直しの声が起こり、タクシーにおける規制緩和は「市場の失敗」を招いたとして、2009年にタクシー適正化・活性化特措法が制定されて、規制緩和を見直し、車両数の協調的減車、運賃規制の厳格化が行われました。減車によって1台当たりの生産性の向上をはかったのです。このことは、多くのタクシー経営者は、賃金が最低賃金に抵触するようになるまでは、歩合給の特性に依拠して、必要な経営努力をせず、生産性向上に本気でとりくまなかったということを示しています。

最低賃金が低すぎることは、このような生産性向上という当然の経営努力を経営者に怠らせることとなります。逆に、最低賃金を引き上げることは、その最低賃金を支払うために、生産性向上のための企業努力を経営者に促すこととなります。それは、実際にタクシーの減車が実現したように、実行可能な努力です。そのような当然の経営努力をせずに、支払い能力がないので最低賃金を上げるのは困るという主張は身勝手であり、認めることはできません。

## (2) 非常事態だからこそ最低賃金を引き上げて生活が維持できるように

2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、県内でもタクシー事業は甚大な影響を受けて労働者の賃金は激減し、2021年の年収は2019年から180万円も減りました。これだけの賃金低下になると最低賃金に抵触する労働者が続発します。労働者からの請求がないのをいいことに最低賃金法違反を続けている経営者も一部

にいますが、多くの経営者は、多数の労働者に最低賃金の補填をしなければならず、それでは経営が維持できないので、計画休業をして需給調整を行い、国からの雇用調整助成金を受給してなんとか事業を継続、雇用を維持している状況でした。

このような非常事態が今後も起こるかもしれない、だから最低賃金を引き上げるのは困ると経営者団体は主張します。しかし、それでは労働者は生活できず、事業の維持さえ困難になります。現在の最低賃金の水準では、労働者は最低賃金が支払われても生活を維持することができず、2020年以降、タクシー運転者の離職が県内でも急速にすすみました。

最低賃金を大幅に引き上げて最低賃金で生活が維持できるようにしなければ、タクシーを運転する労働者がいなくなり、事業が維持できなくなってしまいます。

### (3) 適切な国の助成の必要性

実際に最低賃金を引き上げた場合、現在、最低賃金近辺の賃金で労働者を雇用している経営者は、負担が増えて、経営上の影響が出ることは明らかですから、ここに対しては何らかの手立てが必要です。最低賃金の引き上げは、中小・零細企業に対する国の助成の充実とセットで行うこととし、経営者の負担を軽減すべきです。コロナ危機で疲弊したタクシー事業への特別の手当も含めて、今年度は特段の対応が必要です。

最低賃金の引き上げによって、実際に労働者の賃金を引き上げた使用者に対しては、新たに増加した費用を補填する補助金や社会保険料の使用者負担分の軽減など十分な助成策を講じて、最低賃金引き上げの負担を軽減して、経営と雇用の維持をはかれるようにする必要があります。

## 3. 最低賃金の大幅引き上げでコロナ危機からの経済再生を

低すぎる最低賃金は、タクシーに象徴的にみられるように、安い人件費で経営が維持できてしまうために、経営者の生産性向上に対する意欲を低下させます。

また、低すぎる最低賃金は、コロナ危機のなかで、労働者の最低限の生活の維持を危うくしています。

大幅な最低賃金の引き上げと隣県との格差の是正によって、コロナ危機から脱却して経済再生をはかり、労働者の賃金の上昇が生産性の向上を促し消費も拡大します。

そして静岡県内はもとより日本経済全体が成長するという好循環が実現するように、静岡県最低賃金審議会においては積極的な最低賃金引き上げの審議が行われるよう、つよく求めるものです。

以 上

2023年7月10日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

建交労 静岡県本部  
執行委員長 松澤 彰

### 2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、運輸、労職、ダンプ、製造等の中小企業の労働者を組織する建交労静岡県本部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者の暮らしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の視点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私達の組合には、中小企業で働く労働者が多くも加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間をもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは企業の大多数を占める中小零細企業への支援は切り離せない課題です。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2023年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック  
代表 松井 美智子

2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。金融産業労働組合は、銀行等金融機関で働く労働者の組合です。金融の職場はパートなど多様な非正規雇用労働者に支えられています。窓口をはじめとする基幹である銀行業務のほとんどが非正規労働者です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

金融機関の置かれる状況もおおきく変わっていますが、4割近くを占める非正規労働者が店頭営業などの最前線に立ち現場での業務を担っていることは変わりません。

私たちは、労働組合として毎年、春闘大幅賃上げを要求してきました。特に今年は急激な物価高騰でこれまでに例を見ない状況に直面していると訴えてきました。労働者にとって非常に厳しい状況が続いています。物価の高騰に賃金が全然追いついていません。

静岡銀行では、今年度は、人事制度の変更により平均で2・5%の賃上げがされました。時給で働くパート労働者も同様の引上げ率がありました。時給では30円の引上げです。組合では非正規は時給150円以上の引上げ、最低でも1,500円を求めてきました。同じ引上げ率では元々が低すぎるパートの賃金を補うことはできません。

の内部事務のパート労働者は、基本時給に職務給が加算され1,000円からのスタートになりましたが、すでに最低賃金が千円を超えている東京都、神奈川県等の支店での採用は勤務地加算として上乘せし、各地の最低賃金に抵触することを免れています。同じ企業で同じ仕事をしていても勤務地が違うというだけで賃金に差があるのは労働者としては納得ができません。同一の企業に働きながら各県の最低賃金の違いから地域手当で調整するような矛盾を解消するためにも全国一律最低賃金制は必要です。

静岡県では昨年31円引上げの944円になりましたが、全国加重平均961円よりも低く、私たちが試算した最低生計費試算調査では全国どこでも1,500円は必要となっています。

時給で働く非正規労働者は、ボーナスもなく退職金もない人が殆どであり、毎月の収入が生活を守り、命を守るものです。

生活必需品や食料品などまだまだこれからも値上げが予想されています。最低賃金引き上げへの要求は高まっています。労働者の賃金アップが個人消費を拡大させ購買力アップにつながります。

最賃審議会委員のみなさまには以上のような趣旨から、賃金を上げることにより県内の賃金水準を上げ、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。



2023年7月20日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

JMITU通信産業本部  
執行委員長 榊原

## 2023年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、静岡県下のNTTグループ企業で働くもので組織する労働組合です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者の暮らしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高騰の状況や生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の観点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくするため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私たち地域労連には、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間はまだもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは企業の大多数を占める中小零細企業への支援は切り離せない課題です。業務改善助成金など支援策の拡充や価格転嫁などの取引の適正化、環境整備など中小企業支援についての政策要望書を国や政府へ提出してください。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2023年7月14日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

組織名 ローカルユニオン静岡  
委員長 河合利

### 2023年度 静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、「一人でも入れる地域労働組合」のローカルユニオン静岡です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、【生存権、国の責務】として、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し」、「国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならない」と定めています。これは、国民には「生存権」があり、国家には「生活保障の義務」があるということです。

また、憲法第27条では、【勤労の権利義務、勤労基準の法定】として、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と定めています。

そして、最低賃金法では、その目的として、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。

この一連の法規定を改めてご認識頂ければ、自ずと最低賃金は決まってくるものと思われま

す。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。

しかしながら、静岡県の最低賃金は、昨年31円引き上がり944円となったとはいえ、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかなりません。

また、昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者の暮らしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者に対してほど重くのしかかり、地域経済も冷え込ませています。

生計費、物価高からみても、あるべき最低賃金(全国一律)はおわかり頂けると思います。

そして、私たちローカルユニオン静岡には、中小企業で働く組合員が多く加盟しています。中小企業で働く労働者は大企業で働く労働者よりも賃金が低く、さらに非正規で働く労働者はもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは、企業の大多数を占める中小零細企業への支援とは切り離せないものです。

世界各国の最低賃金における趨勢を鑑み、「働いたら暮らせる賃金」の早期実現、「誰もが安心して暮らせる社会」の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために、あるべき最低賃金の審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2023年7月4日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方本部  
執行委員長 若原 淳

### 2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、国鉄労働組合静岡地方本部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者の暮らしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の観点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私たち地域労連には、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間をもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは企業の大多数を占める中小零細企業への支援は切り離せない課題です。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2023年7月4日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方本部  
静岡浜松分会  
執行委員長 柴田 研也

2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、国鉄労働組合静岡地方本部静岡浜松分会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者の暮らしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の観点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私たち地域労連には、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間をもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは企業の大多数を占める中小零細企業への支援は切り離せない課題です。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上





2023年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡地区労働組合連合会  
議長 松川

### 2023年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

今年度の最低賃金の引き上げのご審議、委員の皆様には敬意を表します。私たちは、静岡地域で働く労働者で組織する静岡地区労働組合連合会です。今年度の最低賃金の引き上げについて意見を述べさせていただきます。

急激な物価高騰が労働者、市民の生活を直撃しています。春闘では物価高騰を補える賃上げ要求をしてきました。一部の企業で賃上げがされたものの要求額には程遠く、全労働者に反映されていません。特に労働者の4割以上を占める不安定で低賃金で働く非正規雇用労働者への賃上げはほとんどありません。

資金力のない中小零細業者も深刻な事態になっています。長引くコロナ渦の中での「実質無利子・無担保融資」の返済が始まり、そこに物価高騰が追い打ちをかけ、倒産に追い込まれるとの報道がされています。

静岡県の最低賃金は944円、全国の加重平均961円よりも低く、月額で146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。最低賃金引き上げ署名の取組みで、署名した人から、「孫が30歳非正規で時給がやっと1,000円になった」という声を聞きました。これでは若者が結婚して子どもを育てるといふ希望が持てません。

今後も食料品、生活必需品等の値上げが続くと報道されています。私たち試算の最低生計費試算調査では全国どこでも1,500円以上となりました。今年こそ最低賃金の大幅で大胆な引き上げが必要です。

同時に最低賃金引き上げのための中小・零細業者への大幅な支援施策等の環境整備は必須です。審議会におかれても支援策への強力な議論、上申を期待しています。

賃金引き上げが購買力アップ、個人消費の拡大、地域経済の好循環となると考えています。最低賃金引き上げは正規職員の賃上げにもつながります。最低賃金が果たす役割は大きく、期待が高まっています。

最賃審議会委員のみならずには、以上のような趣旨をご審議のうえ、私たちの現実の生活向上に不可欠な最低賃金の大幅引き上げに特段のご尽力をお願いし、意見とさせていただきます。



2023年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県評 パート臨時労組連  
代表幹事 菊

### 2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、パート・臨時連絡会は静岡県内の非正規で働く仲間を中心に、最低賃金引上げの学習や毎月の街頭宣伝や署名活動、市町議会への陳情などに取り組んでいます。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者の暮らしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高騰の状況や生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の観点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私たち地域労連には、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間はまだ低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは企業の大多数を占める中小零細企業への支援は切り離せない課題です。業務改善助成金など支援策の拡充や価格転嫁などの取引の適正化、環境整備など中小企業支援についての政策要望書を国や政府へ提出してください。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。



以上

2023年7月7日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

藤枝地区労働組合センター  
議長 橋本 純

### 2023年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、志太地域の労働者が集う「地域センター」です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は31円引き上がり944円となりました。しかし、全国加重平均961円よりも低く、月額146,320円(7.75時間×20日)、年収でも1,755,840円にしかありません。昨年から続く猛烈な物価高騰は、労働者のくらしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

4月6日、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、1978年以来続いてきた現在の4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。3ランクへの移行は、特にC・Dランクの地域が引き上げを積み重ねてきた成果であり、運動の反映です。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できること」と「制度としての継続性・安定性の観点を踏まえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、世界では圧倒的多数の全国一律最低賃金制へは踏み込みませんでした。しかし、全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは全国一律最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私たち地域センターには、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間はまだもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げは企業の大多数を占める中小零細企業への支援は切り離せない課題です。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。



以上